

令和7年度 町有財産売払い

一般競争入札物件資料

<u>物件番号</u>	財産2
<u>申込受付期間</u>	令和7年9月8日（月）～令和7年10月15日（水）
<u>入札書提出期限</u>	令和7年11月18日（火） 午後5時00分
<u>入札日時</u>	令和7年11月19日（水） 午前9時00分
<u>入札場所</u>	中標津町役場 3階 302号会議室
<u>最低売却価格</u>	17,532,000円
（内土地価格）	17,114,000円
（内建物価格）	380,000円
（内消費税額）	38,000円

中 標 津 町

特 記 事 項	・本土地は、昭和42年に町が取得し医師住宅敷地として利用しておりましたが、医師住宅の用途廃止後は、特定の用途を持たない土地（用途未定建物敷地）として管理されていた土地になります。 ・本建物は、昭和43年に新築された医師住宅が用途廃止されたものであり、2棟の内1棟は近年空き家状態が続いていたものになります（各建物の最終使用年は、①平成21年、②令和7年となっております）。 ・物件は現状有姿（残置物を含む）での引渡しとなります。 ・地中調査は行っておりませんので、把握していない埋設物（建物の基礎の一部等）が存在している場合があります。 ・建物の新耐震基準の適否については未調査のため不明です。 ・建物のアスベスト調査については実施しておりません。 ・建物設備の現況（現状での使用可否）については未調査のため不明です。 ・建物に各種メーター（水道、電力、ガス）が設置されたままの状態です。引渡しますので、購入者側で必要な手続等を行ってください。 ・建物2棟について、一部の部屋の床が落ちております。 ・経年劣化等により、現状では居宅としての通常の使用ができない状態となっております。建物を使用される場合には、購入者の責任と負担においてご使用ください。 ・上水道について、本土地の南東側に本管が埋設されておりますが、本建物2棟に引き込まれている給水管の詳細な埋設位置が不明です。詳細は役場上下水道課にご確認ください。 ・下水道について、土地所有権移転の翌年度から下水道事業受益者負担金（430円/㎡）が賦課されます。なお、公共汚水桝は本土地内に設置されております。詳細は役場上下水道課にご確認ください。 ・消費税について、土地は非課税ですが建物は課税対象となります。 ・建物については、入札参加申込期間中、現地内覧することができます。建設課管財係で日程調整を行いますので、希望者は事前に同係（TEL0153-74-0954（係直通））にご相談ください。なお、業務の都合上ご希望に添えない場合もございますこと予めご了承ください。
添 付 書 類	○位置図・明細図 ○現況詳細図 ○建物平面図 ○現況写真 ○登記事項証明書（写） ○公図（写） ○地積測量図（写） ○各階平面図・建物図面（写） ○売買契約書案

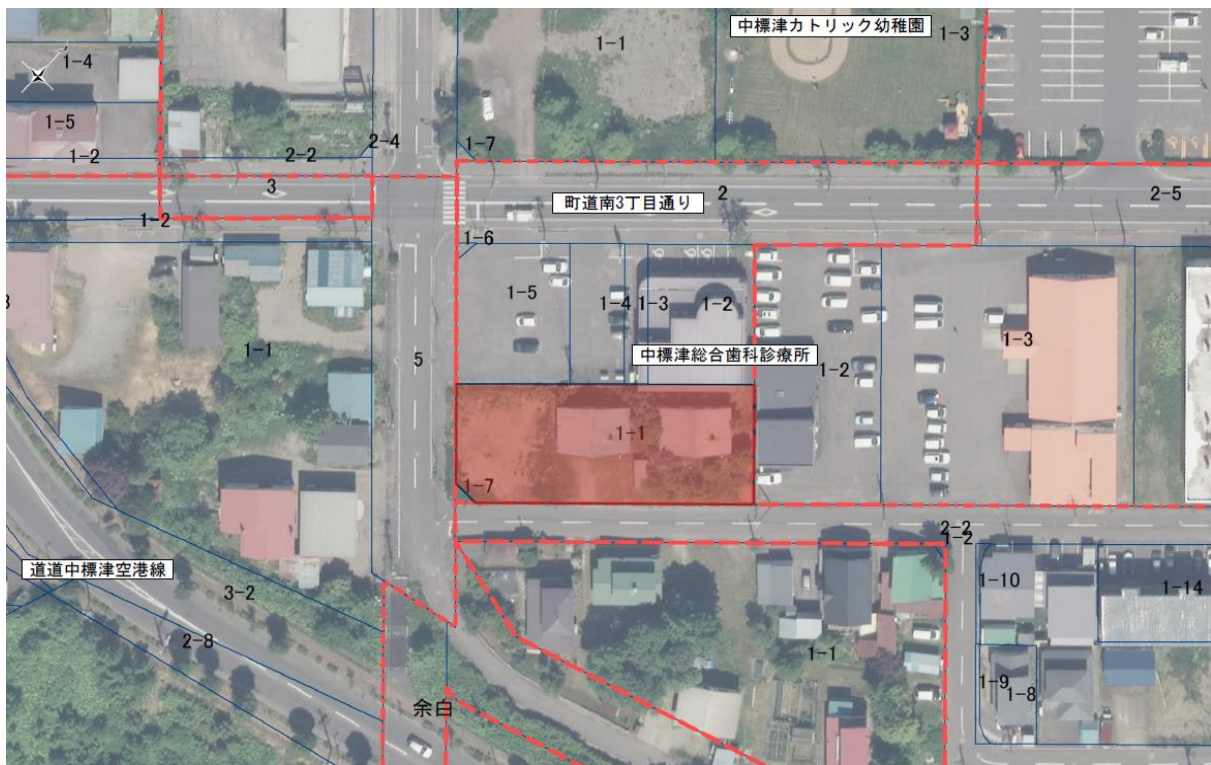
位置図

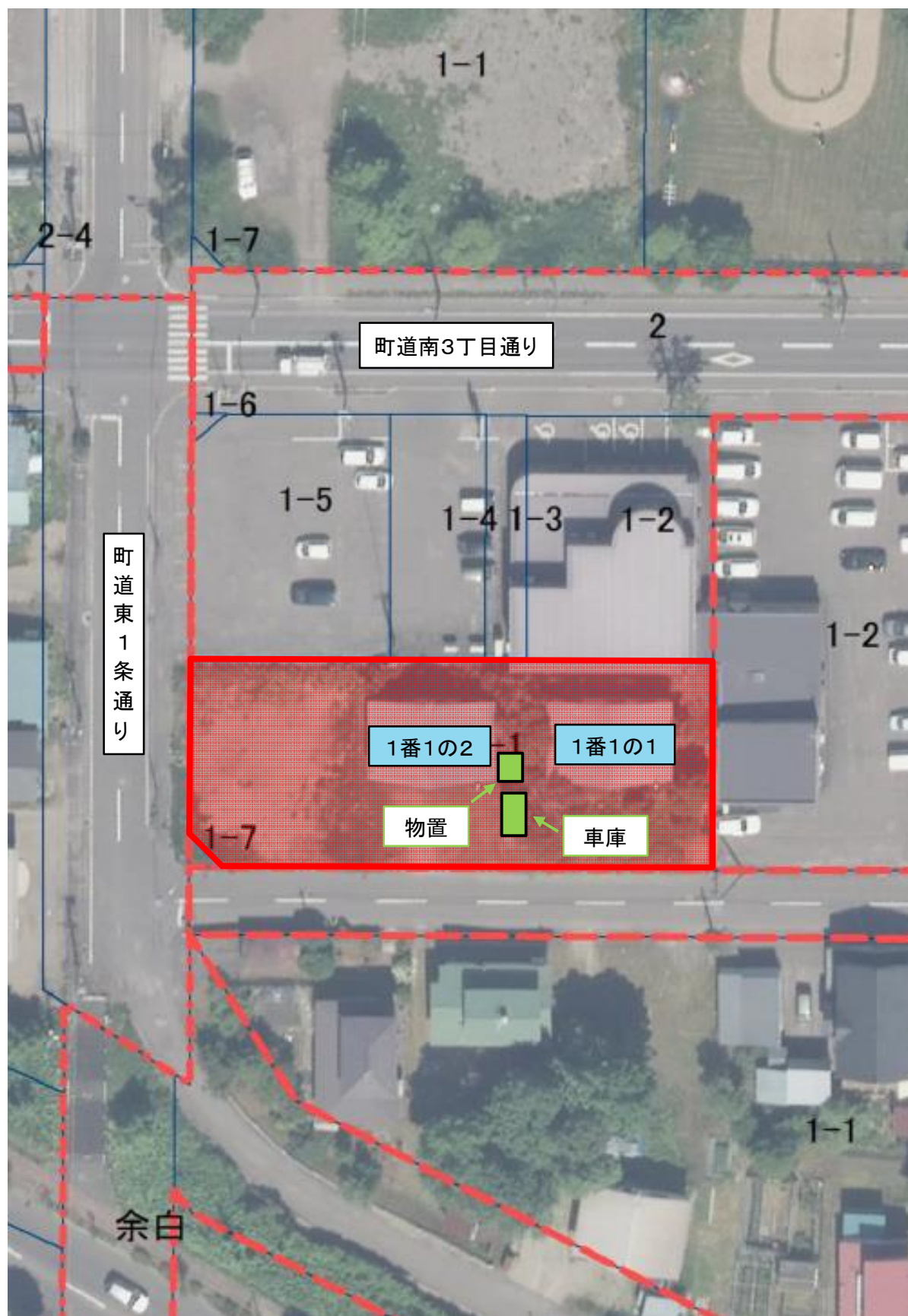
標津郡中標津町東1条南4丁目1番1



明細図

標津郡中標津町東1条南4丁目1番1

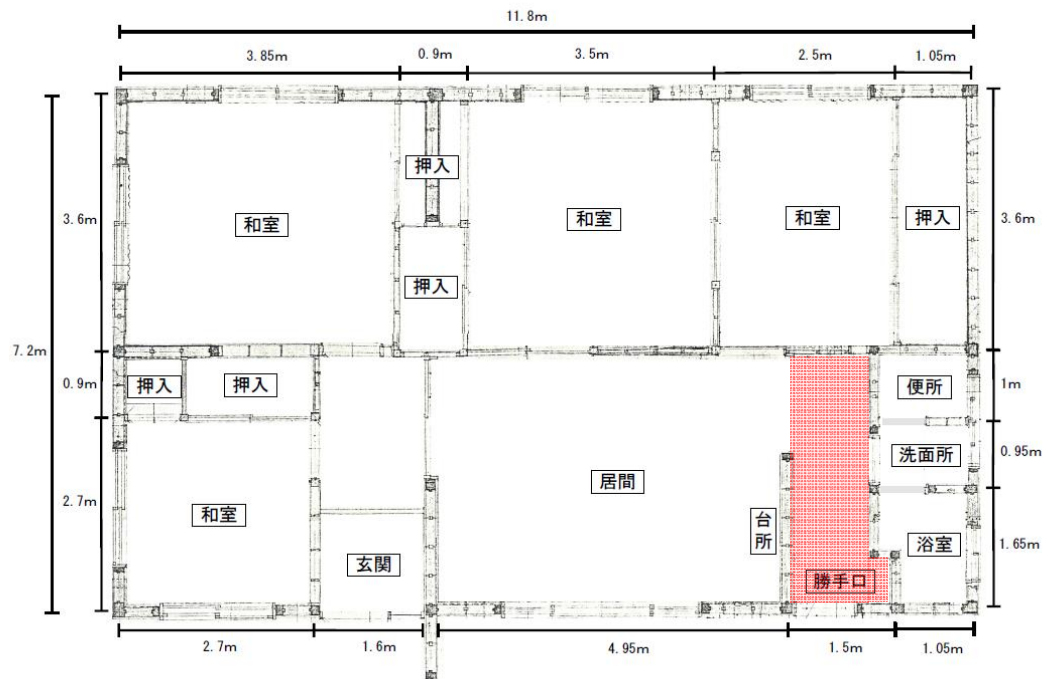




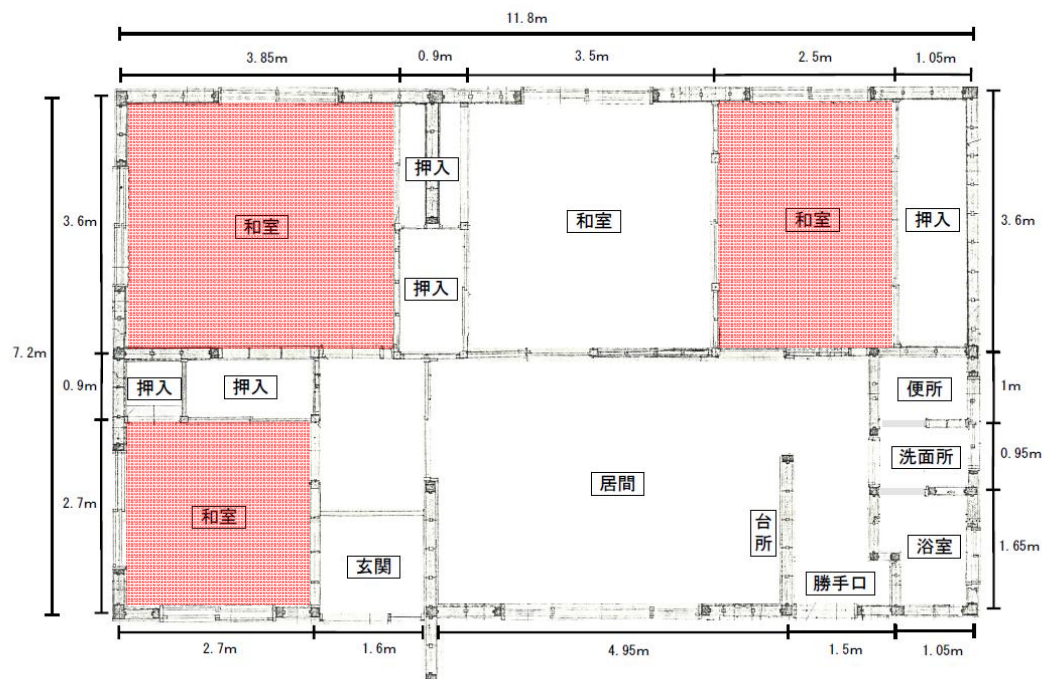
建物平面図

標津郡中標津町東1条南4丁目1番1

1番1の1



1番1の2



～ 床落ち箇所

全景・南側から撮影（赤線～境界線の目安）



全景・西側から撮影（赤線～境界線の目安）



全景・東側から撮影（赤線～境界線の目安）



現況写真

標津郡中標津町東1条南4丁目1番1

建物（1番1の1）



建物（1番1の1）



建物（1番1の1）



建物（1番1の1） ※屋根損傷



建物（1番1の1） ※屋根損傷



車庫・物置



建物内部（1番1の1）



建物内部（1番1の1）



建物内部（1番1の1）



建物内部（1番1の1）



建物内部（1番1の1）



建物内部（1番1の1）



建物内部（1番1の1）



建物内部（1番1の1）



建物内部（1番1の1） ※床落ち



建物（1番1の2）



建物（1番1の2）



建物（1番1の2）



建物内部（1番1の2） ※床落ち



建物内部（1番1の2）



建物内部（1番1の2） ※床落ち



建物内部（1番1の2）



建物内部（1番1の2）



建物内部（1番1の2）



建物内部（1番1の2） ※床落ち



建物内部（1番1の2）



建物内部（1番1の2）



建物内部（1番1の2）



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成19年11月26日	不動産番号	4625000148944
地図番号	P8-33・P8-40 P8-33・P8-43	筆界特定	余白		
所 在	標津郡中標津町字中標津			余白	
	標津郡中標津町東一条南4丁目			昭和36年5月1日変更 昭和47年9月21日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
2526番2	宅地	2505	41	2526番から分筆 〔昭和43年2月14日〕	
余白	余白	2020	55	③2526番2、同番3に分筆 〔昭和47年8月29日〕	
1番1	余白	余白		①変更 〔昭和47年9月21日〕	
余白	余白	1914	40	③1番1、1番3に分筆 〔昭和60年3月13日〕	
余白	余白	1669	61	③1番1、1番4に分筆 〔平成10年9月16日〕	
余白	余白	1153	92	年月日不詳一部地目変更 ③1番1、1番5、1番6に分筆 〔平成11年4月6日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年11月26日	
余白	余白	1147	61	年月日不詳一部地目変更 ③1番1、1番7に分筆 〔令和3年6月16日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和42年6月26日 第1547号	所有者 標 津 郡 中 標 津 町 順位1番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年11月26日



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D25587 (1 / 5)

1 / 2

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年3月10日

釧路地方法務局中標津出張所

登記官

吉崎 聡

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D25587 (1 / 5)

2 / 2



表 題 部		(主である建物の表示)		調製	余 白	不動産番号	4 6 2 5 0 1 0 0 2 3 0 9 5
所在図番号		余 白					
所 在		標津郡中標津町東一条南四丁目 1 番地 1				余 白	
家屋番号		1 番 1 の 1				余 白	
① 種 類	② 構 造		③ 床 面 積		m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	コンクリートブロック造亜鉛メッキ銅板ぶき平家建		8 4		9 6	昭和43年月日不詳新築 〔令和7年6月19日〕	
所 有 者		標 津 郡 中 標 津 町					

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和7年6月24日 第1414号	所有者 標津郡中標津町



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年6月26日

釧路地方法務局中標津出張所

登記官

吉崎 聡



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D27032 (1/2)

1/1

表題部 (主である建物の表示)	調製 余白	不動産番号	4625010023094
所在図番号	余白		
所在	標津郡中標津町東一条南4丁目 1番地1	余白	
家屋番号	1番1の2	余白	
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	84.96	昭和43年月日不詳新築 〔令和7年6月19日〕
所有者	標津郡中標津町		

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	令和7年6月24日 第1413号	所有者 標津郡中標津町



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年6月26日

釧路地方務局中標津出張所

登記官

吉崎 聡



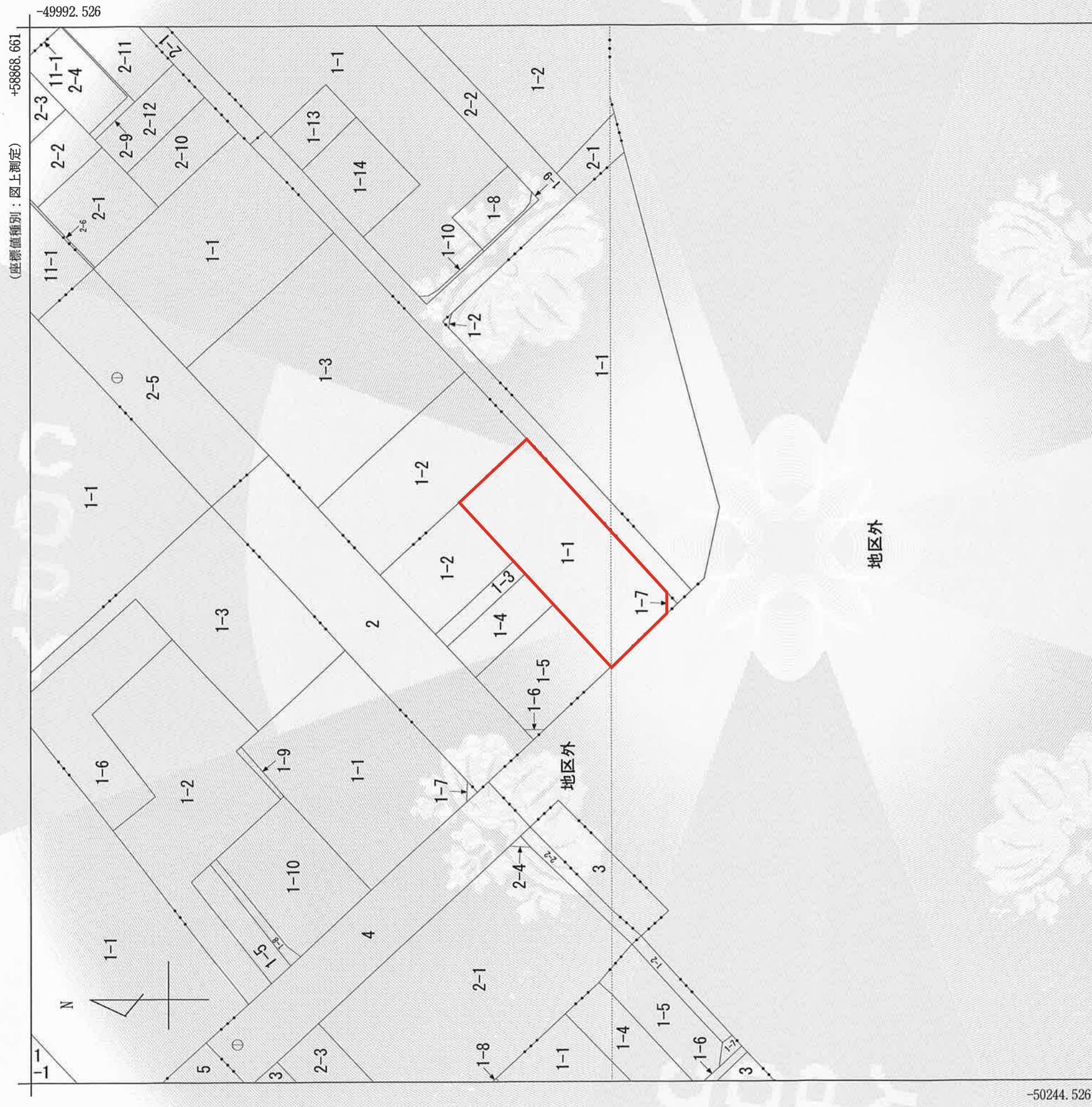
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 上線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D27032 (2/2)

1/1



+58618.661 (座標値種別: 図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(tokachi2003b, par)による修正がされています。



請求部分		所在		標津郡中標津町東一条南四丁目			地番		1番1								
出力縮尺		1/1000		精度区分		座標系 番号又は 記号		XⅢ		分類		地図に準ずる図面		種類		地籍図	
作成年月日		昭和33年1月				付 備 年 月 日 (原図)				記 項 補 事							

請求番号：7-1
令和7年3月10日
釧路地方法務局中標津出張所
登記官

张山先生印

氏公

E 東三条南4
F 丁目東二条南3
G 丁目東二条南3
H 丁目東二条南3
I 丁目東二条南3
J 丁目東二条南3
K 丁目東二条南3
L 丁目東二条南3

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年3月10日
釧路地方務局中標津出張所

登記官

吉崎聡



地図番号	境界標の種類及び筆界点の記号又は点名			
	種類	コンクリート標	プラスチック杭	金 鉋
P ⁸ 33, P ⁸ 40	既設	H11K3, H10K2, 9-19, 9-20, 9-22		
	新設		9-21 RK3, RK4	9-18
与点の種類	① 公共基準点	ロ、図根点	ハ、登記基準点	

与点の成果

世界測地13系

点 名	X座標	Y座標
3級基準点 517	-50033.184	58759.039
3級基準点 518	-49963.757	58834.546

	TKY2. JGD Ver1. 3. 79	PatchJGD Ver1. 0. 0
基 準 点	—	—
筆 界 点	○	○

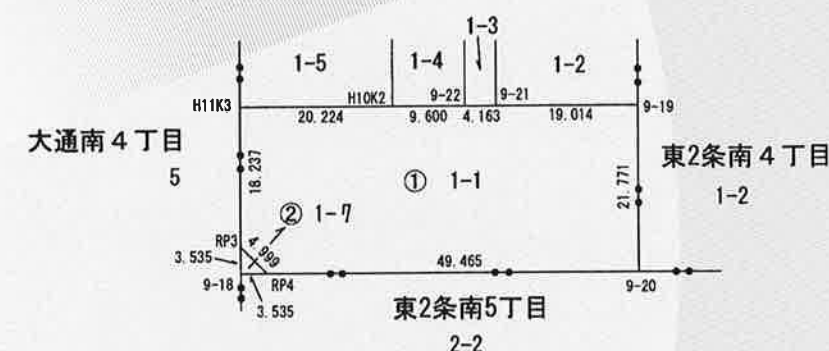
求積表

地 番	① 1-1			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
H11K3	-50128.350	58715.137	2.488	-124719.334800
H10K2	-50114.631	58729.996	21.912	-1098111.794472
9-22	-50108.119	58737.049	10.112	-506693.299328
9-21	-50105.295	58740.108	17.029	-853243.068555
9-19	-50092.397	58754.078	28.738	-1439555.304986
9-20	-50108.393	58768.846	-21.575	1081088.578975
RP4	-50141.948	58732.503	-41.338	2072767.846424
RP3	-50141.749	58727.508	-17.366	870761.613134
合 計				2295.236392
合 計 面 積				1147.6181960
地 積				1147.61 m ²

地 番	② 1-7			
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
RP3	-50141.749	58727.508	2.597	-130218.122153
RP4	-50141.948	58732.503	2.398	-120240.391304
9-18	-50144.346	58729.906	-4.995	250471.008270
合 計				12.494813
合 計 面 積				6.2474065
地 積				6.24 m ²

総 面 積 1153.8656025 m²

地 番	1-1, 1-7
土地の所在	標津郡中標津町東1条南4丁目



作 成 者	中標津町建設水道部 建設管理課 用地管財係 技 師 橋 本 辰 司
	(令和3年3月17日測量) (令和3年3月22日作成)

申 請 人	中標津町長 西村 穰
縮 尺	1/1,000

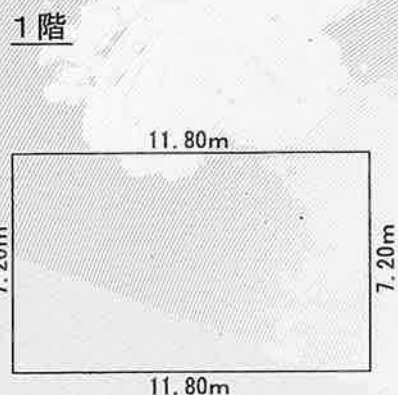
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月20日
釧路地方事務局中標津出張所

登記官

古崎聡



各階平面図



求積表

$$11.80\text{m} \times 7.20\text{m} = 84.96\text{m}^2$$

$$\text{床面積} = 84.96\text{m}^2$$

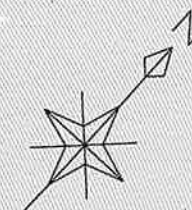
家屋番号

1番1の1

建物図面

建物の所在

標津郡中標津町東1条南4丁目1番地1



大通南4丁目

5

1-1

東2条
南4丁目

1-2

4.37m

10.82m

東2条南5丁目

2-2

作成者

中標津町役場建設水道部建設課管財係

主事 坪井 拓海



(令和7年6月17日作成)

縮尺

1/250

申請人

標津郡中標津町長

西村 穰

縮尺

1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年6月20日
釧路地方務局中標津出張所

登記官

古崎聡



各階平面図

家屋番号

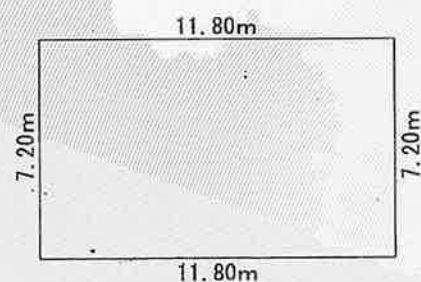
1番1の2

建物図面

建物の所在

標津郡中標津町東1条南4丁目1番地1

1階



求積表

$$11.80\text{m} \times 7.20\text{m} = 84.96\text{m}^2$$

$$\text{床面積} = 84.96\text{m}^2$$

大通南4丁目

5

1-5

1-4

1-3

1-2

東2条
南4丁目

1-2

1-1

18.64m

10.78m

1-7

東2条南5丁目

2-2

作成者

中標津町役場建設水道部建設課管財係

主事 坪井 拓海

(令和7年6月17日作成)

縮尺

1/250

申請人

標津郡中標津町長 西村 穰

縮尺

1/500

町有財産売買契約書(案)

中標津町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、物件の売買について、次のとおり契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金等）

第2条 売買代金は、金 円とする。なお、内訳は次のとおりである。

土地代金	金 円
建物代金	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額の合計額 金 円)

2 乙は、前項の売買代金を甲の発行する納入通知書により、令和7年12月 日までに、甲に納付しなければならない。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には利息を付さないものとする。

4 甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を乙に還付する。ただし、次条の定めにより契約保証金を売買代金に充当するときは、この限りでない。

5 甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（契約保証金の売買代金への充当）

第4条 乙は、甲に対し、前条第1項の契約保証金を売買代金に充当することについて、あらかじめ書面により申し出ることができる。

2 前項の申出があった場合において、甲は、第2条第2項の規定にかかわらず、売買代金から契約保証金を控除した金額（以下「売買代金の一部」という。）に係る納入通知書を乙に発行するものとし、乙は、当該納入通知書により、令和7年12月 日までに、売買代金の一部を甲に納付しなければならない。

3 甲は、前項の規定により売買代金の一部が納付されたときは、契約保証金を売買代金に充当する。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の全額を納付したとき、乙に移転する。

（所有権移転登記の手続）

第6条 売買物件の所有権移転登記の手続は、乙が売買代金の全額を納付した後甲が行うものとし、その手続に係る登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 売買物件の甲から乙への引渡しは、第5条に定める所有権の移転と同時に、現状有姿（甲が示した物件概要説明書の記載事項を含む。）で行われたものとする。

（危険負担）

第8条 この契約を締結したときから前条に定める引渡しの日までにおいて、売買物件が甲又は乙のいずれの責めに帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約を解除することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払を拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって売買物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの契約に定める引渡しの日を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（契約不適合責任）

第9条 第7条に定める引渡しの日以後、地中残置物及び埋蔵文化財等が存することにより、法令等に基づく措置（社会慣行上必要となる措置及び従前建物その他の工作物等（地中に存するものを含む。）の除却、施設建築物の建設等を行うために必要となる措置を含む。）が必要となった場合には、乙がその対策について責任と費用を負うものとする。

2 前項に定めるもののほか、乙は、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない状態であることを発見しても、売買物件の修補その他の履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、第7条に定める引渡しの日から2年間に限り、売買物件の修補その他の履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第10条 乙は、第7条に定める引渡しの日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第11条 甲は、この契約に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、乙に対し随時に売買物件について、質問し、実地調査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、この契約に定める義務の履行状況に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければ

ならない。

- 3 乙は、正当な理由なく、前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額（円未満切捨て）を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 第10条に定める義務に違反して公序良俗に反する使用等をしたときは、売買代金の30パーセントに相当する金額
- (2) 正当な理由なく前条第3項に定める義務に違反して実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、売買代金の10パーセントに相当する金額

- 2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

- 2 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 4 乙は、甲が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復義務)

第14条 乙は、前条の規定により甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買物件の乙から甲への所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(返還金等)

第15条 甲は、第13条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

2 甲は、第13条の規定により解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用を返還しない。

3 甲は、第13条の規定により解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を返還しない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その賠償を乙に請求することができる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が、この契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第18条 甲又は乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、この契約に基づく相手方に対する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則の遵守)

第20条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年11月 日

甲（売渡人） 標津郡中標津町丸山2丁目22番地
中標津町長 西 村 穰

乙（買受人） 住 所（所在地）
氏 名（名 称）

売 買 物 件 の 表 示

【 土 地 】

所 在 地 番		地 目	地 積
標津郡中標津町 東 1 条南 4 丁目 1 番 1		登記： 宅地 現況： 宅地	登記： 1,147.61 m ² 実測： 1,147.61 m ²
特記事項	甲が示した物件概要説明書記載のとおり		

【 建 物 】

所 在	家屋番号	種類	構造	建築年	床面積
標津郡中標津町 東 1 条南 4 丁目 1 番地 1	1 番 1 の 1	居宅	コンクリートブロック造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	昭和 43 年	登記： 84.96 m ² 実測： - m ²
標津郡中標津町 東 1 条南 4 丁目 1 番地 1	1 番 1 の 2	居宅	コンクリートブロック造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建	昭和 43 年	登記： 84.96 m ² 実測： - m ²
合計					169.92 m ²
附 属 物	車庫 1 棟、物置 1 棟、灯油タンク 2 基、給水管、污水管				
特記事項	甲が示した物件概要説明書記載のとおり				